

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（案）」に関する意見

●第1条第3項第1号「相談支援体制の構築」

多様化する障害者のニーズに対応するために、指定特定相談支援事業、市町村の相談支援事業、基幹相談支援センターがそれぞれに役割を果たす三層構造による相談支援体制の構築が示されているが、市町村における基幹相談支援センターは61%が未設置（平成31年4月1日時点）という状況である。

三層構造による相談支援体制が機能するように、本会により2019年3月発行の「基幹相談支援センター設置促進のための手引き」を広く活用いただき、基幹相談支援センターが各市町村で設置されるように必要な措置を講じていただきたい。

●第2条第3項「地域生活支援拠点等の整備」

現時点では、地域生活支援拠点の整備が進んでいない状況である（119自治体 平成30年4月1日時点）。障害児者の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、計画期間中に地域生活支援拠点が必ず整備されるよう、措置を講じていただきたい。

●第2条第5項第1号「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」

発達障害に関する相談支援を必要とする人は増加しているが、児童発達支援センターに予約をしても相談支援を受けられるまでに数ヶ月から半年は待たなければならない状況が生まれている。また、児童発達支援センターが整備されていない市町村も多くある（児童発達支援センター設置市町村の割合：32% 平成30年度末時点）。発達障害を持つ児童や家族が生活で直面する課題を、その都度適切に相談支援が受けられるように、児童発達支援センターが各市町村で配置されるように必要な措置を講じていただきたい。